

○延滞金の計算について

納期限までに完納しない場合、本来の税額に加えて延滞金を納付していただくことになります。

1 延滞金の計算式

「滞納税額」×「延滞金の割合(注1)」×「納期限の翌日から納付の日までの日数」÷365

(注1)延滞金の割合は一定ではありません。

<延滞金の割合の推移>

期 間	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日以後
平成11年12月31日まで	7.3%	14.6%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	4.5%	14.6%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	4.1%	14.6%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	4.4%	14.6%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	4.7%	14.6%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	4.5%	14.6%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和 2年12月31日まで	2.6%	8.9%
令和 3年1月1日から令和 3年12月31日まで	2.5%	8.8%
令和 4年1月1日から令和 5年12月31日まで	2.4%	8.7%

【平成25年12月31日までの延滞金の割合】

(1)納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

①平成11年12月31日以前

7.3%

②平成12年1月1日以降

(旧)特例基準割合(注2)

(2)納期限の翌日から1か月を経過した日以後

14.6%

(注2)(旧)特例基準割合とは、各年の前年の11月30日を経過するときにおける商業手形の基準割合率に4%を加算した割合。

【平成26年1月1日以降の延滞金の割合】

(1)納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 特例基準割合(注3)+1%(上限7.3%)

(2)納期限の翌日から1か月を経過した日以後 特例基準割合(注3)+7.3%(上限14.6%)

(注3)特例基準割合とは、財務大臣が各年の12月15日までに告示する割合に1%を加算した割合。

【令和3年1月1日以降の延滞金の割合】

(1)納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 延滞金特例基準割合(注4)+1%(上限7.3%)

(2)納期限の翌日から1か月を経過した日以後 延滞金特例基準割合(注4)+7.3%(上限14.6%)

(注4)延滞金特例基準割合とは、財務大臣が告示する平均貸付割合(各年の前々年の9月から前年の8月までの、国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に、財務大臣が告示する割合)に1%を加算した割合。

2 計算の注意点

- (1) 滞納税額が2,000円未満である場合は、全額を切り捨てます。(延滞金は不要です。)
- (2) 滞納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨て計算します。
- (3) 算出した延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) 算出した延滞金額が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てます。(延滞金は不要です。)